



DS2 使い捨て式防じんマスク

DD11-S2-5 取扱説明書

(型式検定合格番号第TM746号)

2021年3月現在

創業1917年

本品をお買い上げ頂き、ありがとうございました。使用前に必ずこの説明書をよく読み、内容を十分ご理解のうえ、正しくご使用ください。
この説明書は、いつでも読めるように大切に保管してください。もし、紛失された場合は、当社又は販売店へお申し出ください。

■警告表示の定義

本文中に記載されている「危険」「警告」「注意」の表示は、誤った取扱いによる事故を未然に防ぐための重要な内容を示していますので、熟読し安全にお使いください。各表示の意味は次のとおりです。

危険	取扱いを誤った場合、使用者が死亡又は健康上重大な危害を被る可能性が極めて高いことを示します。
警告	取扱いを誤った場合、使用者が死亡又は健康上重大な危害を被る可能性があることを示します。
注意	取扱いを誤った場合、使用者が健康を害するか又は物的損害が生じる可能性があることを示します。

■使用上の注意事項

本品を安全にお使いいただくために、下記の注意事項をお守りください。誤った取扱いをされた場合、着用者の生命が危険な状態にさらされることがあります。

危険	<ul style="list-style-type: none"> 1. 次の条件下では、使用しないでください。 <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度が18%未満の環境。 ・汚染物質が不明な環境 ・有害なガス・蒸気又はオイルミストが存在する環境。 ・汚染物質が生命・健康に直ちに危険な環境。 2. 本品の用途及び使用の範囲以外では、絶対に使用しないでください。
	<ul style="list-style-type: none"> 1. 分解・改造を行わないでください。 2. 次の事項に該当する方は、本品の着用をしないでください。 <ul style="list-style-type: none"> ・マスクと顔面との間にはさみ込まれるようなひけがある場合。 ・呼吸器又は循環器系に疾患がある場合。 ・体調が不調な場合。 3. 使用前点検を必ず実施してください。 4. マスクの内側には何も挟まないでください。 5. 使用中に次のことが生じた場合は、安全な場所でマスクを外してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・吸気抵抗が増加し、息苦しくなった場合。 ・微粒子状物質の漏れ込みを感じた場合。 ・部品が破損した場合。 ・体調に不調を感じた場合。 6. マスクの汚れ、破損又は著しい変形が認められた場合は、必ず新品のマスクに取り替えてください。 7. 洗わないでください。洗うと粒子捕集効率が低下します。 8. 粒子捕集効率の低下を招くおそれがありますので、圧縮空気などで付着している粉じんを吹き飛ばさないでください。 9. 粒子捕集効率の低下を招くおそれがありますので、強くたたいたり、たたきつけるなどの衝撃を与えないでください。 10. 本品の保存期限は、未開封の状態で、製造日から2年です。 保存期限を過ぎたものは、使用しないでください。 11. 使用限度時間に達したときは、廃棄してください。 12. 毒性の高い粉じんやウイルス等に使用した場合は、一回使用ごとに廃棄し、再使用はしないでください。
警告	<ul style="list-style-type: none"> 1. 分解・改造を行わないでください。 2. 次の事項に該当する方は、本品の着用をしないでください。 <ul style="list-style-type: none"> ・マスクと顔面との間にはさみ込まれるようなひけがある場合。 ・呼吸器又は循環器系に疾患がある場合。 ・体調が不調な場合。 3. 使用前点検を必ず実施してください。 4. マスクの内側には何も挟まないでください。 5. 使用中に次のことが生じた場合は、安全な場所でマスクを外してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・吸気抵抗が増加し、息苦しくなった場合。 ・微粒子状物質の漏れ込みを感じた場合。 ・部品が破損した場合。 ・体調に不調を感じた場合。 6. マスクの汚れ、破損又は著しい変形が認められた場合は、必ず新品のマスクに取り替えてください。 7. 洗わないでください。洗うと粒子捕集効率が低下します。 8. 粒子捕集効率の低下を招くおそれがありますので、圧縮空気などで付着している粉じんを吹き飛ばさないでください。 9. 粒子捕集効率の低下を招くおそれがありますので、強くたたいたり、たたきつけるなどの衝撃を与えないでください。 10. 本品の保存期限は、未開封の状態で、製造日から2年です。 保存期限を過ぎたものは、使用しないでください。 11. 使用限度時間に達したときは、廃棄してください。 12. 毒性の高い粉じんやウイルス等に使用した場合は、一回使用ごとに廃棄し、再使用はしないでください。
	<ul style="list-style-type: none"> 1. 本品の使用により、人によってはアレルギー反応や、また環境中の有害物質や汗のため、発疹、発赤、かゆみ等の症状が現われることがあります。そのような場合には使用を中止し、皮膚科医等へご相談ください。(そのまま使用を続けると症状が悪化することがあります。)特に、アレルギー体质の方は、発疹、発赤、かゆみ等の症状が現れた場合、直ちに使用を中止してください。
注意	<ul style="list-style-type: none"> 1. 本品の使用により、人によってはアレルギー反応や、また環境中の有害物質や汗のため、発疹、発赤、かゆみ等の症状が現われることがあります。そのような場合には使用を中止し、皮膚科医等へご相談ください。(そのまま使用を続けると症状が悪化することがあります。)特に、アレルギー体质の方は、発疹、発赤、かゆみ等の症状が現れた場合、直ちに使用を中止してください。

■用途

本品は事業所などにおいて発生する粉じん（固体粉じん）から人体を守るために使用する使い捨て式防じんマスクです。

■使用の範囲

本品の国家検定区分はDS2です。

粉じん等の種類及び作業内容に応じた使用区分は次の表のとおりですが、使用上の注意事項△危険に示す環境では、使用しないでください。

粉じん等の種類及び作業内容に応じた使用区分 (○印: 使用可 ×印: 使用不可)

粉じん等の種類及び作業内容	DS2の使用区分	
	オイルミスト等が混在しない場合	オイルミスト等が混在する場合
● 特化則第38条の7(1) インジウム化合物の濃度15μg/m ³ 未満	×	×
● ナノマテリアルの製造・取扱い作業(?) ばく露の少ないことが予想されるレベル		
● 特化則第38条の7(1) インジウム化合物の濃度3μg/m ³ 未満		
● 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(?) 隔離空間の外部(?)における石綿等の除去等の作業を行う際に着用する防じんマスク	×	×
● 安衛則第592条の5(5) 廃棄物の焼却施設に係る作業で、ダイオキシン類の粉じんのはく露のおそれのある作業において使用する防じんマスク		
● 電離則第38条(?) 放射性物質がこぼれたとき等による汚染のおそれがある区域内の作業又は緊急作業において使用する防じんマスク		
● ナノマテリアルの製造・取扱い作業(?) ばく露のほとんどないことが予想されるレベル	×	×
● 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(?) 隔離空間の外部における石綿等の切断等を伴わない組い込みの作業又は石綿含有成形板等の切断等を伴わずに除去する作業を行う際に着用する防じんマスク	×	×
● 船則第58条、特化則第43条及び粉じん則第27条(?) 金属のヒューム(溶接ヒュームを含む)を発散する場所における作業において使用する防じんマスク	○	×
● 船則第58条及び特化則第43条(?) 管理濃度が0.1mg/m ³ 以下での物質の粉じんを発散する場所における作業において使用する防じんマスク	○	×
● 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(?) 石綿等の除去等の作業を行う場所で、石綿等の除去等以外の作業を行う際に着用する防じんマスク	○	×
● 上記以外の粉じん作業		

注(1) 厚生労働省通達「インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具」による。(平成24年12月3日 厚生労働省告示第579号)

(2) 厚生労働省通達「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」による。(平成21年3月31日 基発第0331013号)

(3) 厚生労働省公示(平成26年3月31日 技術上の指針公示第21号)による。

(4) 隔離空間の内部における石綿等の除去等の作業では、防じんマスクを使用しないでください。

(5) 厚生労働省通達「防じんマスクの選択、使用等について」による。(平成17年2月7日 基発第0207006号)

(6) 金属アーケク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において使用する保護具については、呼吸用保護具に係る「要求防護係数」を算出し、その「要求防護係数」を上回る「指定防護係数」を有する呼吸用保護具を選定する必要があります。

厚生労働省通達「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」による。(令和2年4月22日 基発0422第4号)

これ以外の金属アーケク溶接等作業は、性能区分RL2以上のろ過材をお選びください。

厚生労働省通達「金属アーケク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について」による。(令和2年7月31日 基発0731第1号)

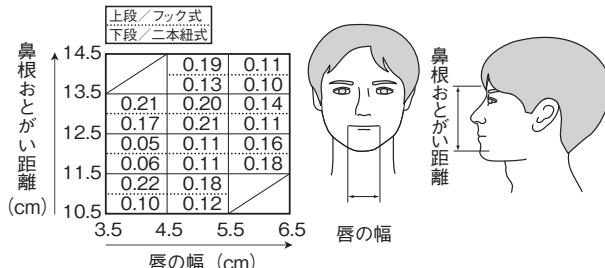
■特長

- エレクトレットフィルタを使用した手軽で使い易いマスクです。
- 接頭部にポリエステルジャージを使用していますので良好な装着感が得られます。
- しめひもは、2タイプがあります。① フック式② 二本紐式
- しめひもの長さが調節可能です。着用者に合わせて長さの調節ができます。
- 金属部品を使用していないので、分別して廃棄する必要がありません。

■性能

項目	社内基準値
粒子捕集効率 (NaCl)	[%] 95.0 以上
吸気抵抗	[Pa] 50 以下
排気抵抗	[Pa] 50 以下
吸気抵抗上昇値	[Pa] 150 以下
二酸化炭素濃度上昇値	[%] 1.0 以下
ぬれ抵抗値 [Pa]	吸気時 50 以下 排気時 50 以下
重量	[g] 17 以下
漏れ率	[%] 10 以下

漏れ率 当社測定例を下表に示します。 (単位 [%])

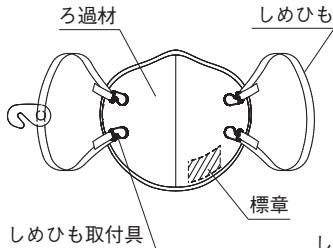


■使用限度時間

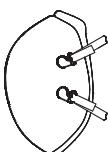
14時間

■構造及び各部の名称

●フック式

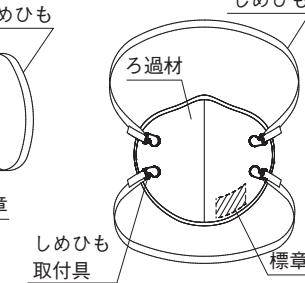


正面

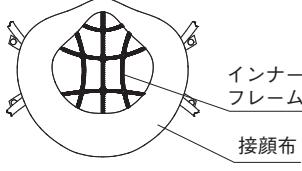


側面

●二本紐式



正面



側面

インナーフレーム
接顔面

■使用前の点検

マスクを装着する前に、次の事項を点検してください。
不具合があった場合、新しいものと交換してください。

1. マスク各部に亀裂や穴あきがないか。
2. マスクが汚れていないか。
3. しめひもの弾性は十分か。

■装着及び着脱の方法

《付け方》

《フック式の場合》



1. 標章の印刷があご側になるよう、マスクの上下を確認し、左右のしめひもを耳のうしろで接続します。

2. マスクがゆるい場合は、しめひも取付具を軽く押さえてしめひもの端を後方に引っ張り、しめひもの長さを調節します。

《二本紐式の場合》



1. 標章の印刷があご側になるよう、マスクの上下を確認し、両手でのしめひもを広げ、首にかけます。
2. 片手でマスクを持って鼻口部にあて、もう片方の手で上方のしめひもを後頭部にかけます。
3. マスクがゆるい場合は、しめひも取付具を軽く押さえてしめひもの端を後方に引っ張り、しめひもの長さを調節します。

《外し方》

《フック式の場合》

フックの接続を外します。

《二本紐式の場合》

頭頂部にかけてあるしめひも上側を外した後、首にかけてあるしめひも下側を外します。

!注 意** 二次汚染を防ぐため、マスクの表面には触れないよう注意して外してください。**

■密着性の良否の検査方法

防じんマスク本来の性能を十分に発揮させるには、密着性が良好でなければなりません。

次の手順で密着性の良否の検査を行い、密着性が良好なことを確認した上で使用してください。

1. マスクを作業時と同様に装着します。
2. マスク表面を両手で覆い、息を吐きます。
手で覆えない場合は、ポリシート等でマスク表面を覆い手でおさえ息を吐いてください。
3. 息を吐いたとき、接顔部から呼気の漏れがないことを確認します。もし、漏れを感じたら感じなくなるまでマスクの装着状態を調節してください。



- !**警 告** 1. 使用前に密着性の良否の検査を必ず実施してください。
2. 密着性が良好であることを確認できない場合は、使用を中止してマスクの着用状態を直してください。
それでも、密着性が良好であることを確認できない場合は、安全な場所でマスクの各部分を点検してください。
(「使用前の点検」参照)**

■保管方法

清潔な冷暗所に、乾燥した状態で保管してください。

!注 意** 積み重ねたり、折り曲げて保管すると、亀裂、変形等の異常の原因になります。**

■廃棄方法

粉じんが再飛散しないように、密閉性の高い袋等に入れてから、法規制に従って廃棄してください。

この製品の取扱方法、その他について不明な点は、下記へお問い合わせください。



株式会社 重松製作所
SHIGEMATSU WORKS CO., LTD.

本社 〒114-0024 東京都北区西ケ原1-26-1
☎ 0120-36-0277